

学校感染症の取り扱いについて

下記の感染症にかかった場合は、学校保健法の規定により出席停止の対象となります。つきましては、主治医から感染の恐れがないという診断が下るまで登校を見合わせていただくことになりますので、ご了承ください。

この処置はお子様に十分休養を与え、早期に治療させるためと、他の生徒への感染を防ぐためのものであり、出席停止中は欠席扱いとはなりません。なお、感染の恐れがなくなりましたら、下記の登校許可書に医師の証明を受け担任までご提出下さい。お子様が元気に登校されるのをお待ちしております。

主な学校感染症

	病名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ		治癒するまで、原則入院。
	病名	予防・対処法	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	予防接種、臨時休校	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	予防接種	特有の咳が消失するまで
	麻疹		解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（3日はしか）		発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	手洗い、うがい、水泳後流水で洗う	主症状が消退した後2日を経過するまで
結核	BCG接種。感染者には発病予防療法がある。	伝染の恐れがないと認められるまで。	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	手洗い。食品の加熱等	症状により学校医その他の医師が感染症の恐れがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	眼分泌物に触れない。手洗い。	
	急性出血性結膜炎	タオルは共有しない	
	その他 （学校医が必要と認めたもの）		

小笠原村立学校長殿

学校感染症 証明書

小笠原村立 _____ 小・中 学校 _____ 年 氏名：
 疾患名に

学校感染症 第二種	<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) <input type="checkbox"/> 風疹(3日はしか) <input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう) <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> 結核
学校感染症 第三種	<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> A型肝炎 <input type="checkbox"/> B型肝炎 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 <input type="checkbox"/> 流行性嘔吐下痢症 <input type="checkbox"/> サルモネラ・カンピロバクター感染症 <input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症 <input type="checkbox"/> Hib・肺炎球菌感染症 <input type="checkbox"/> 急性細気管支炎 <input type="checkbox"/> EBウイルス感染症 <input type="checkbox"/> サイトメガロウイルス感染症 <input type="checkbox"/> 単純ヘルペス脳炎 <input type="checkbox"/> 日本脳炎 <input type="checkbox"/> その他【 _____ 】

上記疾患の為、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで加療を要した。

〒100-2101
 東京都小笠原村父島字清瀬
 小笠原村診療所

医師

印